

平成 29 年 2 月 1 日

衆議院議員 遠山 清彦 先生

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

生活保護受給者の柔道整復師受診妨害防止の要望

要望の趣旨

生活保護受給者の医療選択の自由とその対象に柔道整復師医療も対象とされていることに鑑み、この理解の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

生活保護受給者にも医療選択の自由とその対象に柔道整復師医療も対象とされることについて、「社援保第 58 号 平成 13 年 12 月 13 日」と「事務連絡平成 13 年 12 月 13 日」の次第です。両件とも当時、協同組合日本接骨師会の要望に対しケースワーカーに受給者の医療選択に配慮を求め、その周知徹底を記したものです。

だが、未だ、心無いケースワーカーの受給者の人権無視の横暴の受診妨害続発です。国はこの再発防止の責務ですが、「受給者の人権」よりも「医師の医療の専権事項」への偏向の正当化のケースワーカー対応の温存趣旨の疑問です。もし、受給者の柔道整復師医療選択では不適當な場合、その後の転医や新たな対策はその事実や実態の注意の下の取り組みの大事で、これを無視し、この疑問を助長するようなケースワーカー権限論の乱用に対する後退通知とする取り組みの疑問です。

そこで、こうした疑問担当者の注意とともに、平成 13 年 12 月 13 日通知にもかかわらずなぜ未だ十分に周知徹底されないことについて、この改善を図る妨害再発防止対策を賜るようお願い申し上げます。